SRC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2013年 (平成 25年) 12月5日 (木)

発行:税理士法人 SBC パートナーズ 大阪市北区太融寺町3番24号 日本生命梅田第二ビル3階

非嫡出子2分の1の相続分は違憲! 最高裁判決受けて民法改正案を国会提出

最高裁判所は、平成25年9月4日、法定相続人に非嫡出子がいる場合に非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法900条4号の但し書きの規定について、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項の法の下の平等に反していたとの画期的な決定を下した(平成24年(ク)第984号、第985号、大法廷決定)。

今回の決定では、「本決定までに開始された相続について確定的 となった法律関係に影響を及ぼすものではない」旨が示されてお り、これを受けて国税庁は、非嫡出子の最高裁決定に対する相続 税の取扱いを公表している。

取扱いの原則は、決定のあった9月5日以後に行われた相続税の申告(期限後申告、修正申告を含む。)又は処分(平成13年7月以後の相続に限る。)から、最高裁決定に基づき、非嫡出子と嫡出子の相続分は同等なものとして、相続税の総額を計算することになる。

すなわち、相続開始日や申告期限に関わらず、申告・更正・決 定等が9月5日以後か否かで取り扱いが異なることになる。

9月5日以後に申告をした場合は、それが期限後申告であったとしても、最高裁決定による計算を行うことになる。

9月4日以前に申告をしていた場合でも、申告漏れや評価誤りなどの理由により、9月5日以後に更正の請求や修正申告を行う場合、又は、遺産分割協議が確定したことや遺留分の減殺請求などを理由とする更正の請求や修正申告が行われる場合は、9月5日以後に改めて相続税額を確定させることになるため、その更正等は、最高裁決定に基づき、非嫡出子の相続分を嫡出子と同等のものとして、相続税の総額が計算されることになる。

なお、政府は、今回の決定に伴い、11 月 12 日、民法の一部を 改正する法律案を閣議決定し、同日国会に提出した。

一部改正案では、900 条第 4 号の但し書きのうち「、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1 とし」の部分を削除している。

SBC Seminar

セミナー案内

新春元氣が出るセミナー

日 時:2014年2月4日(火) 13:30~16:30(開場13:00~)

講師:第1部

税理士法人SBCパートナーズ 代表社員 柴田 昇

第2部

株式会社イエローハット創業者 「日本を美しくする会」相談役 特別講師 鍵山 秀三郎 氏

対象:経営者・幹部役員・資産家

定 員:100名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込) ※当日会場にてお渡し下さい。 弊社顧問契約先 無料

会場: 産業創造館 6 階 会議室 E 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 徒歩 6 分

問合せ:税理士法人 SBC パートナーズ TEL 06-6315-1819 (担当:吉田・宮阪・横山)

Scope_

法定相続分

相続税の法定相続分は、相 続人が配偶者と子のケース では、配偶者2分の1、残 り2分の1を子が均等に分 割することになります。配 偶者と直系尊属の場合は、 配偶者が3分の2、残り3 分の1を直系尊属で均等に 分けることになります。配 偶者と兄弟姉妹の場合に は、配偶者4分の3、残り 4分の1を兄弟姉妹が均等 に分割します。これまで、 子に非嫡出子がいる場合、 その相続分は、嫡出子の2 分の1とされていました。

SBC PARTNERS